



資源の有効な利用の促進に関する法律の 一部改正について

令和 7 年 9 月
環境省 環境再生・資源循環局

① 再生資源の利用計画策定・定期報告（指定脱炭素化再生資源利用促進製品）

- 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を求める。

② 環境配慮設計の促進（資源有効利用・脱炭素化促進設計指針）

- 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。
- 認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。

③ G Xに必要な原材料等の再資源化の促進（指定再資源化製品）

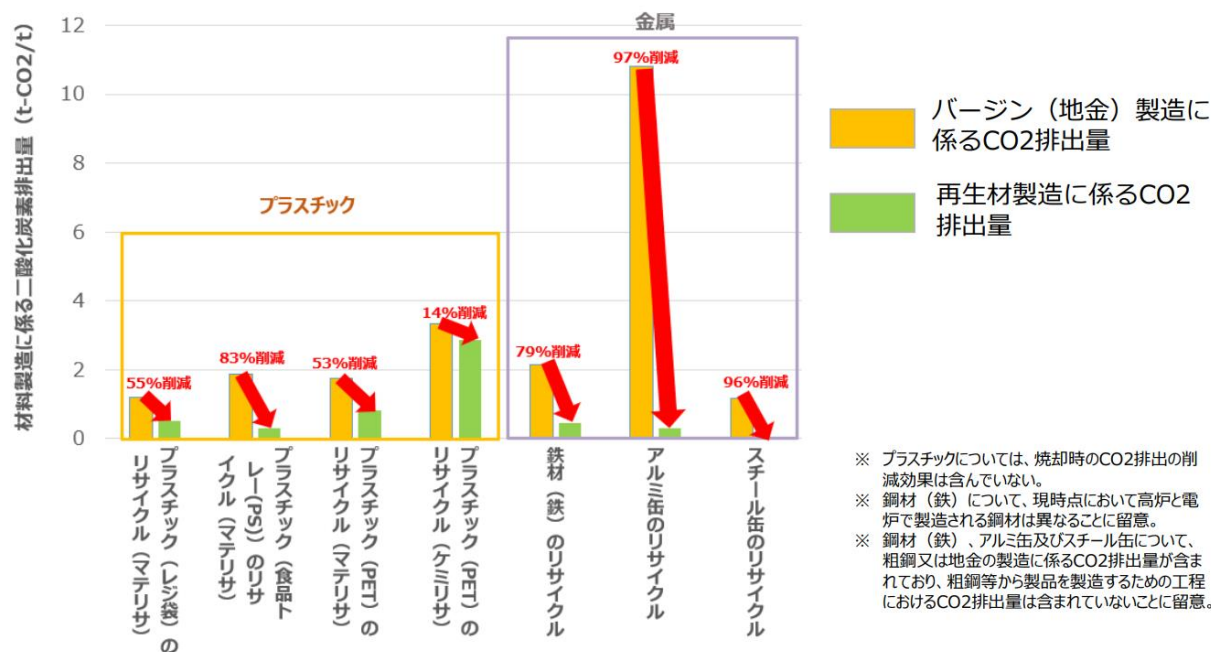
- 高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与。

④ C E（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

- シェアリング等のC Eコマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。

①再生資源の利用計画策定・定期報告（指定脱炭素化再生資源利用促進製品）

- **脱炭素化の促進のために利用することが特に必要な再生資源（脱炭素化再生資源）を原材料として利用することが特に必要な製品（指定脱炭素化再生資源利用促進製品）を指定し**、当該製品の生産量又は販売量が一定以上の製造事業者等に対して、**計画の作成**（脱炭素化再生資源の利用目標等）及び定期の報告を求める。
- これにより再生資源の利用をモニタリングする仕組みを構築し、必要に応じて再生資源利用の改善を促していく。



【これまでの主な議論の方向性】

- 脱炭素化、及び、海外依存度の高さから安定的な供給が求められるとの観点からは、プラスチック、ベースメタル（鉄、アルミ等）、レアメタル（リチウム、コバルト等）が挙げられるが、市場任せでは再生資源が十分に活用されないことへの該当性を踏まえて、まずは再生プラスチックを指定してはどうか。
※ 他の資源についても将来的に検討する可能性あり
- プラスチックを多く消費する業種かどうか等の指定要件及び国際的な動向を踏まえ、まずは容器包装（食品（PETボトル以外）や医薬品を除く）、家電4品目、自動車を対象として検討してはどうか。
※ 今後WGを設置し、業界ヒアリングを実施する。

②環境配慮設計の促進（資源有効利用・脱炭素化促進設計指針）

- **現行法**では、リサイクルの容易化や省資源化など、**環境配慮設計を進めるべき製品**（50品目）を**指定**。
- 他方、**環境配慮設計が特に優れた製品を積極的に評価し、全体レベルを底上げする仕組みがなかった**。
- このため、ライフサイクル全体の環境負荷低減に**特に優れた環境配慮設計（資源有効利用・脱炭素化促進設計）を認定**する。
- **認定を受けた製品**について、①国による**公表と周知**、②差別化できる**製品表示**、③グリーン購入法における**国の調達の基本方針における配慮**、④関連設備投資への産廃処理施設整備法の指定法人による**債務保証**等、⑤**事業者等の使用努力義務**を規定。

事業者が従うべき判断基準

<家電・複写機の例>

（リサイクルの容易化）

- **構造の工夫**（解体・分別が容易な設計）
- **原材料の工夫**（原材料の種類数の削減、添加物の不使用等）

（省資源化）

- 原材料等の使用の合理化
- 長期間の使用の促進
- 修理等の機会の確保

優れた環境配慮設計の例

<家電>



- ✓ 再生プラスチックを40%以上使用
- ✓ 塗装や印刷などを極力排除（リサイクルのしやすさに配慮）
- ✓ 廃棄時にリチウムイオン電池を分別しやすい設計

出典：日立グローバルライフソリューションズ株式会社HP

<複写機>



- ✓ 部品リユース率は最大84%
- ✓ 部品点数の削減
- ✓ 解体した部品の運搬の容易化
- ✓ 分解、清掃、分類しやすい製品設計

出典：富士フイルムホールディングス株式会社HP

③ G Xに必要な原材料等の再資源化の促進（指定再資源化製品）

- 現制度では、小型リチウム蓄電池やその使用製品のメーカー等に、リチウム蓄電池の回収・再資源化を義務付け。
- しかしながら、
 - ① 回収再資源化の実施状況をモニタリングする仕組みとなっていない
 - ② 回収スキームが構築しにくい（広域回収には個別の自治体許可が必要）
 - ③ リチウム蓄電池を取り外せない一体型製品の増加（一体型は義務対象外）
 こと等から、回収率が低い。
- リサイクル・廃棄物処理の現場で小型バッテリー起因の発火事故が増加、回収率向上の要請あり。
- このため、高い回収目標等を掲げ、認定を受けたメーカー等には廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収を促進。一体型製品も、政令で義務の対象に追加予定。

指定再資源化製品（現行）

パソコン

密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池、密閉形アルカリ蓄電池、リチウム蓄電池）



指定再資源化製品（新たに追加を検討）

パソコン

密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池、密閉形アルカリ蓄電池、リチウム蓄電池）

電源装置

携帯電話用装置

加熱式たばこデバイス

...

④ CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

- 現行制度では、**CEコマース**（シェアリング、リユース等の資源の有効利用につながる新たなビジネス）を**健全に育成する適切な規律が存在しない**。
- CEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、**資源の有効活用や消費者の安全といった観点から事業者が従うべきCEコマースビジネスの判断基準を設定**する。
- 判断基準を勘案して、必要な指導・助言を行う。

CEコマースビジネスの例



出典：パナソニック株式会社

→高価な家電を定額利用できる
サービス



出典：air Closet

→スタイリストが選んだ洋服が
定額で借りられるサービス

不適切なCEコマースビジネスの例

○資源の有効活用の観点

- ・ 軽微な損傷だけで、まだ使用できる製品が廃棄される事例

袖が汚れた服



首元がへたれた服



○消費者の安全の観点

- ・ 中古製品の修理歴や使用状態などの重要情報が消費者に適切に開示されず、製品事故やトラブルが発生
- ・ シェアリングサービス等において所有者から預かった製品が返却されないといったトラブルが発生

